

令和6年第7回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 6年 7月 8日
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和6年7月8日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和6年7月8日 午後4時00分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

石橋利晴、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

砥綿浩行

4 議事に参与したもの

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	1 1 号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	1 2 号	農地法施行規則の規定による届出について
報告第	1 3 号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について
報告第	1 4 号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
議案第	1 3 号	農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	1 4 号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	1 5 号	非農地証明願について

農政

議案第	6 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について
議案第	7 号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

令和6年第7回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：皆さん、こんにちは。時間前ですが、欠席者もおられますが、おそろいになりましたので始めていききたいと思います。よろしくお願いします。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第7回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。署名委員には、恐れ入りますが3番委員の井上さん、よろしくお願いいたします。それから7番委員の高山委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。お手元の資料を見てください。

まず、1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第11号、議案書のとおり農地の権利移動届出が4件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、太宰府市□□、□□。届出地の表示、□□、外6筆。地目、地積に関しましては、田7,093平米、畑1,271平米、合計8,364平米。届出の事由は相続。備考欄にもありますように、あっせん希望につきましては、なしとなっております。

続けて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外3筆。地目、地積に関しましては、田2,764平米、畑900平米、合計3,664平米でございます。届出の事由は相続。あっせんにつきましては、なしとなっております。

番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外10筆。地目、地積に関しましては、田1万4,789平米、畑63平米、合計1万4,852平米。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしとなっております。

最後でございます。番号4、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、畑791平米、合計791平米。届出の事由は相続。あっせん希望につきましては、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

4件報告がございました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第9号の規定に基づく同法施行規則第29条第1号規定による届出に関する件を報告いたします。

報告第12号、議案書のとおり届出が1件あります。事務局より説明をよろしく願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田9平米、合計が9平米でございます。届出の理由としましては、適用条項が第29条の第1号、農業用の倉庫ということになっております。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第13号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑89平米、合計89平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が戸建て住宅。構造規模は木造平家建て。工事期間につきましては施工済みとなっております。受付月日は令和6年6月5日でございます。

続いて、番号2、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田1,227平米、合計1,227平米でございます。届出内容としましては、転用目的が駐車場。構造規模は砂利敷き。工事期間につきましては令和6年6月15日から令和6年6月30日までとなっております。なお、受付月日につきましては令和6年6月7日でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま2件の報告がございました。本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告はこれで終わります。

それでは、4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第14号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：同様に読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、佐賀県三養基郡□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外1筆。地目、地積に関しましては、田3,072平米、仮換地が1,045平米、合計が3,072平米。届出内容につきましては、転用目的が保育所の運動場となっております。契約内容は賃貸借。構造規模は盛土、整地。工事期間につきましては令和6年7月1日から令和6年9月1日までとなっております。受付月日につきましては令和6年6月25日ということです。備考欄にもありますように、筑紫駅の西口土地区画整理事業地内の案件でございます。

以上で報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

5ページをお開けください。

議案第13号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、私のほうから御説明させていただきます。譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人はございません。申請地の表示、□□。畑の88平米。申請内容、転用目的は駐車場。構造規模は盛土、整地でございます。工事期間は令和7年3月1日から令和7年3月31日です。審議事項としましては、農地の区分は第二種。資金の内訳は自己100%。開発許可は不要です。用排水処理には承諾書を添付してあります。都市計画区域については区域外になります。

地図を見ていただきたいと思います。□□小学校がございまして、それを真っすぐ上っていきますと、□□というのが突き当たりにあります。それをちょっと左に曲がりながらまた上に上りますと、縦に走っている線がJRの筑豊線になります。それを下ったところに赤の四角で囲まれた場所があるかと思えます。

字図のほうを見ていただきますと、実は、家を建てられるのは、娘さん夫婦がこちらに住まれるということです。それで現在、ちょっとこれは場所、形が変わっておりまして、この赤い三角のありますところの一番先端の細い部分から真っすぐ左斜め上に道が新しくできています。これは自前の道です。そして、住宅がこの□、左側の部分、平屋建てで建てられております。そして右側は倉庫、それから手前のまた右側にも倉庫がございまして。そして左側が白地□番地に広くな

っておりますが、この部分の一部と道路敷、それからこの三角、今回この三角を、畑ですが、雑種地ですか、まあ駐車場に使うということでございます。現状、道路の払下げも市のほうと話していただいて、ほぼ完全に片づいているかと思えます。そういったことで、ここの場所に、もう電柱移設等も終わっております、ぼちぼち建設される予定に入るということでございます。

以上でございます。事務局のほうから何かありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：これは地図の字図の三角の右側は道路があつて筑豊線が走っています。高さは2メートルか3メートル近くあります。畑の部分は、五、六十センチしか上がってない。

本件に対する質疑、意見等ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、8ページをお開けください。

議案第14号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります7番委員、□□委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：1番の説明をさせていただきます。譲受人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積平米数は畑240平米、合計240平米。申請内容は、転用目的、戸建て住宅。契約内容は贈与。構造規模は木造平屋建て。工事期間は令和6年12月31日。審議事項、農地の区分は第二種。それから資金の内訳は借入れ100%。建蔽率は34%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。ここは市街化調整区域になっております。

9ページの字図を見ていただきますと、県道福岡日田線を宝満川の橋を渡りまして、左折いたしまして、川沿いをずっと阿志岐のほうに上っていき、天山の圃場整備のちょうど中間ぐらいのところからまた右折いたしますと、天山の集落の中に入っていきます。

10ページの字図を御覧いただきます。集落の中の道路に面しておるところでございます。ちょうど道路の曲がっている角に□□というのがありますけれども、ここが□□さんの自宅になりまして、実の妹さんが結婚されて□□さんになられておりますけれども、その□□というところ

を妹さんに贈与したいということで申請がなされております。

御審議のほどお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件について質疑、意見のある方、お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは2番に移ります。2番につきまして、地区担当委員であります6番委員、□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：番号2番、譲受人、住所、氏名、福岡市博多区□□、□□、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□、外6名。申請地の表示、□□、外7筆。地積面積、田1万619平米、合計1万619平米。申請内容、転用目的、倉庫建設。契約内容、売買。構造規模、鉄骨造り2階建て。工事期間、承認から令和8年8月31日。審議事項、農地の区分、第二種、第三種。資金の内訳、自己資金28%、借入れ72%。建蔽率43%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域になっております。

11ページを御覧いただきたいと思います。□□号線のバイパス、□□の信号から□□の信号までの間に、2階建ての倉庫、□□が建てまして、物流倉庫として使用する目的であります。一応、□□区の区長さん、実行組合長、それから水利委員さんの承諾はいただいております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：まず、こちらの申請、譲受人のほうの□□ですけど、謄本を見ていると、一般貨物自動車運送業などをされています。あとほかに物流センターとか、物流情報の収集処理事業など、そういった関連の会社のごようでございます。こちらは□の子会社の倉庫として使うというふうに聞いております。

補足させていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。

赤枠で字図のほうは囲んでありますが、ちょうど左側の線、赤が太い線になっていますが、その辺が前回出てきていた分です。だから、倉庫部分ができつつあるというか、そういう感じになってきていますが、まだまだこの地域は農地が残っている地域です。

ようございますか。

どうぞ。

○委員：同じコンサル会社がやっているのですか。同じコンサル会社が。今言った南側、先に進んでいる……。

○事務局：先月あった分とはまた別の案件でございます。

○委員：では、間に入っている業者も違うということですか。

○事務局：はい。

○委員：分かりました。

○事務局：今、会長がおっしゃられたように、倉庫が建つというのは、11ページの地図でいいますと、赤枠で囲ったところの下側、南側に道路が走っていますけど、ここは県道です。この県道の部分が4車線指定道路ということで、都市計画法のほうで位置づけられている、そういった物流倉庫みたいなものを建てられる区域になっていますので、その許可を受けて今回建てられるというふうに聞いております。

以上です。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決いたします。

それでは、3番に移ります。3番につきまして、地区担当委員であります7番委員、□□委員さん、よろしくをお願いいたします。

○委員：3番の御説明をさせていただきます。譲受人、住所、氏名、福岡市東区□□、□□。譲渡人、住所、氏名、福岡市城南区□□、□□様。申請地の表示、□□。地積平米数は、田771平米、合計771平米。申請内容、転用目的、蓄電池置場。契約内容は売買。構造規模は盛土、整地。

工事期間は令和6年12月31日。審議事項、農地の区分は第二種。資金の内訳は自己100%。開発許可は不要。用排水処理は条件付。ここは市街化調整区域になっております。

位置図につきましては14ページをお開きください。県道福岡日田線、右手のほうが山家のほうになります。以前□□というパチンコ屋さんがありましたけれども、今、□□という会社が変わっておりますが、それから100メートルほど山家寄りのほうになります。近隣に面しているところは、ラーメン屋さんとかうどん屋さんとかがこの県道沿いにはありますけれども、そこに蓄電池置場ということで申請がなされておりますが、近隣に騒音とかそういうふうな被害、公害は及ぼさないというような説明は受けておりますので、御審議のほどお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：譲受人の□□という会社ですけども、会社の謄本によりますと、省エネコンサルタント業務とかそういったものを扱っていると。その中に、太陽光であったり、今回のような蓄電池の販売とかリースに関する事業とかを行っている会社のようにございます。

委員さんのほうからも話がありましたように、蓄電池置場ということで、初めてこういった転用の内容が出てきたかと思えますけど、基本的には音とかそういったものはあまり出ないということで聞いています。こういった案件になりますと、うちの環境課のほうとかも規模が大きくなると関わるものになってきますけど、今回の物件に関しては規模が小さいということで、対象にならないというふうに聞いております。

以上で補足させていただきます。

○議長：ありがとうございます。

本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

面積要件なりが小さいし規模が小さくて農業委員会にかかるだけとなっております。環境課のほうも知っておりますので、それなりの指導はしていただけているとは思いますが。

○委員：蓄電池は、結局倉庫も建てなくて、蓄電池本体はそれぞれ個別に置かれるという……。

○事務局：むき出しになった感じのものを。

○委員：鉄板あたりで覆われているという。

○事務局：そうですね。

○委員：それを実際の事業所なりに売れたら運んでどこかに設置する感じですかね。

○事務局：そんなイメージですね。

○委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようでしたら、採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、16ページをお開けください。

議案第15号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番について、私のほうから説明をさせていただきます。

申請人の住所、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□、外2筆。地積は、田の528平米、畑の456平米であります。当該地は平成6年より耕作放棄地となっており、現況は山林となっております。

地図を見ていただきたいと思います。

位置図をまずお願いいたします。国道200号線が3区辺りから上っておりますが、それから二つ三つ過ぎたところのカーブの角の部分でございます。道路に面した部分を、もう一枚めくっていただいて、下の字図を見ていただきますと、ちょっと妙な格好をいたしておりますが、この上側がもう山になっておりまして、ここも同じようなことになっております。左側のほうの上なりは一部家がまだ残っております。そういった場所でありまして、この部分を業者がどうも開発して売りたいというような方向みたいですが、何せここは大型が今もうほとんど通らなくなりまして、冬場の安全性が非常に危ないかなという話は業者のほうにもしましたけど、一応やりますということで、非農地にして売られるみたいです。そういった状況でございます。

あと、事務局より補足がありましたらお願いいたします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、1番について質疑、意見のある方、お願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、今の件につきまして、本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。では、1番につきましては可決をされました。

それから、2番につきまして、地区委員であります6番委員、□委員さん、説明方よろしくお願ひいたします。

○委員：2番、3番、隣同士ですので一緒にさせていただきます。

○議長：では、一緒にさせていただきますのでお願いします。

○委員：申請人の住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑487平米。申請内容、当該地は平成5年より樹木を植栽していたため、現況は山林となっております。

3番、申請人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑321平米。申請内容、当該地は平成11年より車両置場としての利用のため、現況は雑種地となっております。

19ページを開いてください。福岡日田線386号線の盲学校に入る信号機から、しょうゆ屋さん、製造工場の間の方に中古車販売センターがあります。そちらのほうで、□□のほうが車両置場となっております。また、□□のほうが山林となっております。

以上、報告を終わります。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、2番、3番、一緒にさせていただきます。2番、3番につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。ようございますか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは続きまして、農政議案のほうに移ります。字図の次のページを開けてください。

農政議案の審議を行います。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をよろしくお願いします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明させていただきます。こちらにつきましては中間管理機構を通して売買を行う案件となっております。それでは、読み上げて説明いたします。

番号1、所有権移転を受ける者、□□、□□。住所、福岡市中央区□□。所有権移転をする者、□□。住所、□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,572平米。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。所有権の移転時期、令和6年7月25日。対価の支払時期、令和6年7月25日。引渡しの時期、令和6年7月25日。

以下につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

件数につきましては、売買4件、交換ゼロ件の計4件。筆数としましては、売買9筆、交換ゼロ筆の合計9筆となっております。面積につきましては合計1万8,347.08平米となっております。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、よろしく申し上げます。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することいたします。

それでは、もう一枚開けてください。

議案第7号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしく申し上げます。

○農政担当：それでは、こちらも読み上げて説明させていただきます。

番号6-07-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、小郡市□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、3,473平米。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和6年7月11日。終了の時期、令和16年6月10日。期間、10年。10アール当たりの賃借料、6,000円。備考、新規。

以下につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計につきましては、まず件数が、更新ゼロ件、新規2件の合計2件。筆数につきましては、更新ゼロ筆、新規3筆の合計3筆。面積につきましては合計6,192平米となっております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長：それでは、本件に対する御意見等のある方、お願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することとい

たします。

それでは、ただいまの件で定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和6年第7回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。